

## 総合評価方式（復興型）の概要について

## 1 経緯

従来、条件付一般競争入札の総合評価方式においては設計金額により下記区分で類型を適用し実施してきたところである。

東日本大震災に伴うに復旧・復興工事が本格化するに当たり、災害復旧工事に関しては大規模な工事が多数発生することが見込まれることから、入札不調への対策を講じながら入札手続の短縮・簡素化を図り、早急な復興を促進するため平成25年度から総合評価方式に新たな類型となる復興型を設けて、復興・再生事業等に係る工事を対象として、従来の特別簡易型で施行できる範囲を拡大し運用してきたところである。

設計金額	平成25年度以前	平成25年度以降
3千万円以上5千万円未満	特別簡易型	復興型（特別簡易型） ※復興・再生事業に係る工事
5千万円以上2億円未満	簡易型	
2億円以上	標準型	

※ WTO案件を除く。

## 2 制度見直しによる効果

## (1) 入札期間の短縮

入札公告から落札決定までを標準型と比較すると約2週間程度の短縮が図られることとなった。

## (2) 入札手続の簡素化

入札に係る提出書類等が簡易型、標準型と比較すると簡素化されることとなり、入札参加者の負担軽減が図られ応札しやすい環境が整備された。

## 3 制度の検証

本制度を活用し、従来総合評価方式の標準型、簡易型を適用することとされた工事を下位の類型である復興型（特別簡易型）により施行した案件について、工事の品質が確保されているか等を検証し、今後の制度管理につなげていくため御審議いただきたい。